

## 第4 1回盛岡地方裁判所委員会議事概要

### 第1 開催日時

令和5年2月21日（火）午後2時から午後3時30分まで

### 第2 開催場所

盛岡地方裁判所大会議室（5階）

### 第3 テーマ

裁判員等選任手続の実施状況と広報活動の現状について

### 第4 出席者

（委員）石井真紀、河合壘、柴田勇一、武内弘樹、中島真一郎、西村康一郎、藤倉千春、藤田克弘、村上孝一、山田真紀（五十音順、敬称略）

（係員）内山地裁事務局長、岸浪刑事首席書記官、阿部刑事訟廷管理官、西舘総務課長、紺野総務課課長補佐

### 第5 議事等

#### 1 開会宣言

#### 2(1) 説明

裁判員等選任手続の実施状況と広報活動の現状について

#### (2) 意見交換（○委員、■裁判所委員、裁判所職員）

○ 裁判所で作成した裁判員説明用DVD（以下、「DVD」という。）は、一般の方へ、どの程度貸出を行っているか教えてほしい。

■ 申し出があればDVDの貸出を行っているが、現状、申し出が少ないところである。

○ 先日、専門学校对学生に対して法学の授業を行ったが、その際、裁判所からDVDを借りて授業を行った。その時の学生の反応を見ると、DVDの内容が難しいと感じている様子であった。

■ 学生は、どのような点を難しいと感じている様子であったか。

○ 例えば、刑事罰とか、評決で出てくる言葉が難しいと感じているようで

あった。法律を専門的に勉強していない人には、中学生向けのアニメーションDVDの方がわかりやすいのではないかと感じた。視聴する人のレベルに合わせて使い分けができるとよいのかなと思う。

- DVDの動画を、例えば、裁判所のホームページで一般の方が視聴できるようにはできないか。先ほど説明のあった裁判員候補者の辞退率を見ると、裁判員制度が社会に浸透していない現状があるとの印象を受けた。一般の方の中には「裁判はなんだか難しそうで嫌だな。」と感じる人がいるかもしれないが、裁判員制度の意義を広く皆様に理解してもらうためにデジタルツールを活用して広報するのがよいのではないか。

- 裁判所のウェブサイトとして、最高裁判所や各地方裁判所のサイトとは別に裁判員制度用のウェブサイトもある。

ただ、国民の方の裁判員に選ばれるときの不安や悩みにダイレクトに答えられるようにするため、改良する余地があるのかもしれない。

- 専門学校の学生から、「裁判員対象事件は重大事件となっているので怖い。」という意見が多くあった。この点が若い人の心理的なハードルとなっているので、このハードルを低くできれば辞退率も低くなるのではないかと思う。

- 実際、裁判員の方には、刑期を決める際にもご協力いただくので、決して気楽なものではないと思う。ただ、いつも評議で話をするのは、決して1人で決めるものではないということである。いろいろなバックグラウンドを持った方が、いろいろな角度から、いろいろな意見を出して、裁判官3人と裁判員6人がみんなで話し合っただけで決める。「チームで決めるので1人で負担を背負わないでほしい。」ということを経験した方へ毎回お話ししている。

このような話をこれから裁判員となる方へお知らせするために、委員の方で良い知恵をお持ちの方がいらっしゃったら拝借したいと思う。

- 一般の方は、裁判員候補者に選ばれたという通知を受け取った段階でびっくりすると思う。「裁判員が何をするかよくわからない。」や「私に裁判員が務まるかしら。」といった考えになると思う。自分ならどうするかと考えたとき、私なら、インターネットで情報を得ようと思った。ホームページを示していただいて、正しい情報が得られるような案内があると探しやすいし検索もしやすいのかなと、一般の感覚として思った。
- 1人で決めるのではなく複数の人で議論をして決めるものなので、納得感のようなものが生み出されるということをお知らせできればよいと感じた。
- 裁判員との意見交換会で裁判員経験者から話を伺うと、初めは裁判員となることに消極的だったけれども、経験してみたら有意義な経験だと感じたと意見が多くあった。その意見交換会の内容をまとめて裁判所のホームページに掲載もしているが、一般の方にどの程度ご覧いただけているかはわからないところである。また、生の声に接した方が、インパクトがあるのではないかと感じている。
- 若い人達の不安を解消して、裁判員制度に積極的に参加してもらうためにはどのようなことが考えられるか。
- これまでの話を聞いていて、裁判官などのプロフェッショナルではなく、実際に裁判員を経験した一般の方の声だと伝わるように感じた。そのような取り組みはないのか。
- 新聞記事によれば、裁判員経験者による団体が、高校で自らの経験を紹介するような講義をしている事例があるようである。
- 裁判員経験者の方へは、裁判官と一緒に出前講義をしませんかというご案内をしている。しかしながら、コロナ禍もあって、出前講義を行えていないというのが現状である。
- 裁判員経験者は、守秘義務があるのでどこまで話してよいかを迷うので

はないか。守秘義務に抵触しない内容をサジェスションしながら説明するとか、裁判員に選任された方が困ったり迷ったりした際に、裁判員経験者に意見を聞くというような仕組みができるとよいのではないか。

- 守秘義務について、裁判員となる方へ最初に説明を差し上げている。どこまで話せてどこから話せないという線引きは難しいが、例えば、公開されていない評議室で出た意見等については話せない内容となるし、公開されている法廷で見聞きした内容や個人の感想については話せる内容となる。

また、裁判員経験者に直接相談できるような仕組みを作るには、まず、裁判員経験者の了解を得る必要があるため、ハードルが高いように感じる。そこで、経験者の方には、裁判官との出前講義を提案しているし、裁判員経験者との意見交換会にエントリーを依頼している。

- 辞退事由の中で「仕事の都合」というものが多くあるが、例えば、本日お集りの委員の皆さんの職場で、職場の方から「裁判員候補者に選ばれました。どうしましょう。」と相談を受けたら、どのように対応されるか。また、委員の皆さんは「こういう情報がほしい。」などのご意見はあるか。

- 今日この会議に出る前に、私の会社の人事係に会社で裁判員候補者に選ばれた社員がいるか聞いてきたが、どうやらないようであった。ただ、私の会社では、裁判員制度が始まる前から、公共性の高いものに携わるときは、通常の有給休暇とは別に有給休暇を取得できるとのことであった。

じゃあ、実際に、社員が裁判員候補者に選ばれたらどうなるかと考えたときに、私の会社であれば、本日の説明にあった「経験者は90%以上良い経験であったと感じている。」といった資料を基に会社に説明すれば、積極的に、裁判員として職務を行うための有給休暇を認めるのではないかと印象を持った。

- 本日の説明の中に、学生と高齢者の方の辞退率が高いとの説明があったが、70歳以上の方の辞退率が高いというのは非常に意外であった。

○ 辞退率を下げるため、裁判員になると「こういったメリットがある。」ということを広く周知するのはどうか。学生の方は、裁判員を経験したということが今後の進路の上でのメリットになると思うし、高齢者の方は、人生100年時代と言われる現代において、自己研鑽としてメリットがあるように思う。「こういうことが学べる。」などということが伝わるとよいと感じた。

■ 裁判員経験者との意見交換会で、裁判員経験者の方は、「司法制度に興味を持つようになった。」「普段のニュースを見て、『こういう背景事情があるのでは』と考えるようになった。」と話をしていた。

そういった面も含めて若い人に裁判員制度に参加してほしいと、裁判員経験者の方は話していた。

○ 裁判によっても違うと思うが、裁判員に選ばれると裁判に関わる時間はどのくらいか。

■ 裁判にかかる日数は事件の内容によって異なる。短ければ3日というものもあるし、長いものだと数週間ということもある。

○ 私もそうだが、一般の方は「わからない不安」というものがすごくあると思う。私は、今日、裁判員に選ばれる仕組みを知って「ほっと」したところがある。わからなければ調べればよいのかもしれませんが、裁判所側からもっと発信してほしいと思った。

■ 確かに、裁判所では「裁判員制度の運用に関する意識調査」を毎年行い、公表しているところだが、令和4年の調査では、裁判員裁判の多くは7日以内で終わっていることを約9割の人が知らないと回答があったことが掲載されている。

○ 検察官の立場からは、国民の多様な意見を取り入れるためには、裁判員経験者からの「ここはこうした方が良い。」というような「ネガティブ意見」がもっとあればよいと感じている。

また、出前講義は、「裁判官」が出向き講義をするとより効果的ではないかと思う。検察庁では、「検察官」が出向いて講義をすると効果的であると感じているところである。

■ 「ネガティブ意見」を聞いていくことは大事であると思う。一方で、この「ネガティブ意見」を引き出すのが難しいとも感じている。その方法について、ご意見等はないか。

○ 裁判員経験者が「ネガティブ意見」を出しやすいのはアンケートではないか。

■ 裁判員経験者からいただいた意見で運用を変更したものとしては、「裁判員の選任の日と審理の日を別の日とした。」というものがある。

裁判員制度が始まった当初は、裁判員の負担を減らすという視点から、同一日の午前に裁判員を選任して午後から審理を開始していた。しかし、裁判員経験者から意見を聞いたところ、仕事の調整などがあるので、審理は選任された1週間後くらいからの方がやりやすいというものが多くあった。

そこで、現在は、選任の日と審理の日を別々の日とするように運用を改めた。

■ 辞退事由の中に、精神的な負担を理由とするものもあるが、裁判所では「メンタルヘルスサポート窓口」というものを用意している。裁判員となった方の精神的な負担に関する対応も準備している。

■ 国民の方に、裁判員制度をより知ってもらうための工夫を今後も考えていきたいと思う。

### 3 次回期日等

#### (1) 次回期日

令和5年9月19日（火）午後2時

#### (2) テーマ

未定

以 上